

青森公立大学大学院長期履修規程

平成21年4月1日

規程第102号

改正 平成27年 3月規程第15号

改正 令和 元年 7月規程第29号

(趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学大学院学則（平成21年規程第3号）第7条の規定による長期履修に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 長期履修を認めることができる者は、本学大学院博士前期課程若しくは博士後期課程に入学する者又は当該課程に在学する者（入学後1年を経過しない者に限る。）のうち、次の各号のいずれかに該当するために標準修業年限で修了することが困難であると認められるものとする。

- (1) 職業を有し就業している者（自営業及び臨時雇用（単発的なアルバイトを除く。）を含む。）
- (2) 家事、育児、介護等の事情を有する者
- (3) その他研究科長が相当と認めた者

(長期履修期間)

第3条 長期履修の期間は、博士前期課程にあつては入学時から起算して3年又は4年、博士後期課程にあつては4年又は5年とする。ただし、休学期間は、当該期間に算入しない。

(申請手続)

第4条 長期履修を希望する者は、長期履修申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、学長に申請しなければならない。

- (1) 第2条第1号に該当する者 在職証明書又は在職が確認できる書類
- (2) 第2条第2号又は第3号に該当する者 当該事実又は事情を証する書類

2 前項の申請は、入学を志願する者で長期履修を希望するものにあつては入学願書提出時まで、在学する者にあつては長期履修を開始しようとする年度の前年度の1月末日までに行わなければならない。

3 第1項の申請に対しては、研究科教授会の意見を徴した上で、学長が許可する。

(長期履修期間の短縮)

第5条 長期履修を認められた者が、当該期間の短縮を希望する場合は、長期履修期間短縮申請書（様式第2号）を学長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、短縮を希望する修了予定年度の前年度の1月末日までに行わな

ればならない。

3 前条第3項の規定は、第1項の申請について準用する。

(長期履修期間の延長)

第6条 長期履修の期間は、延長することができない。

(授業料)

第7条 長期履修に係る授業料の額については、別に定める。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前において、学則第8条、第13条及び別表改正に伴う経過措置に関する規程等を廃止する規程（平成21年青森公立大学規程第2号）による廃止前の青森公立大学大学院長期履修規程（平成19年青森公立大学規程第4号）の規定に基づいてなされた長期履修の許可その他の行為は、この規程の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則（平成27年規程第15号）

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規程第29号）

(施行期日)

1 この規程は、令和元年7月12日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に存するこの規程の改正前のそれぞれの規程に定める様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。